

三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づく施策の検証

条例施行から5年

- 三重県は、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している県内の中小企業・小規模企業の振興を図るため、平成26年4月に「三重県中小企業・小規模企業振興条例」を施行。
- 条例は、本県が国に先駆けて「小規模企業支援」を明確化し、また中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進することを基本理念としており、条例に基づく施策の一つとして創設した「三重県版経営向上計画」では、5年間で1,637件の計画を認定するなど、県内の中小企業・小規模企業が自社の経営課題や目標を明確化することにつながってきた。
- 一方、中小企業・小規模企業が取り組むべき課題には、防災・減災対策や労働力不足の深刻化など、条例制定時と比べて緊急性や重要性が高まる課題があるなど、環境が変化。
- 条例に基づき実施している施策について、効果を検証するとともに、「みえ産業振興ビジョン」で掲げた、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいは繋ぎ直していく「KUMINAOSHI」の視点も入れて、新たな課題への対応について検討を行う。

経済情勢

事項	H26	変化	H31
県内経済情勢	県内経済は、緩やかに持ち直している (H26.3)		県内経済は、回復が 一服している (H31.3)
鉱工業生産指数 (H27=100)	105.4 (H26.4)		108.8 (H31.4)
有効求人倍率	1.23 (H26.4)		1.73 (H31.4)
倒産件数(件) (東京商工リサーチ)	91 (平成26年度)		67 (平成30年度)
休廃業・解散件数(件) (東京商工リサーチ)	532 (平成25年)		585 (平成30年)

- 直近の経済指標から見た県内経済の情勢は、生産は概ね横ばい、個人消費は緩やかに持ち直し、雇用情勢は着実に改善しているなど、概ね良い流れ

経営課題の変化(アンケートから)

順位	H25結果 回答内容(%)		H30結果 回答内容(%)	
	1	同業者との競争激化	49.4	従業員の確保難
2	需要の低迷	30.7	同業者との競争激化	36.1
3	販売価格の低下・上昇困難	26.2	需要の低迷	24.3
4	従業員の確保難	21.4	設備の老朽・不足	23.3
5	設備の老朽・不足	19.2	人件費の増加	18.7
6	技能・知識の承継難	14.9	販売価格の低下・上昇困難	14.5
7	人件費の増加	13.8	原材料の不足・価格の上昇	14.0
8	原材料の不足・価格の上昇	13.5	技能・知識の承継難	12.7
9	ニーズ変化への対応難	8.6	後継者不足(事業承継)	12.5
10	事業資金の借入難	6.8	ニーズ変化への対応難	8.5
11	取引条件の悪化	6.8	大企業進出による競争環境の変化	6.8
12	後継者不足(事業承継)	5.4	災害への対応	4.2

県内事業者アンケート

- 「従業員の確保難」や「後継者不足(事業承継)」が大幅に増加
- 「災害への対応」を選んだ企業も4.2%

検証のポイントとめざすべき方向性

<検証のポイント>

- 環境はどのように変化しているか。
- 支援施策は効果的に機能しているか。
- 新たな課題、緊急性、重要度が増した課題は何か。
- みえ産業振興ビジョンを実現するために必要な支援施策は何か。

<めざすべき方向性(案)>

- 気づきを生かした経営力向上
- ICT等の活用を通じた生産性向上
- 事業活動継続のための防災・減災
- 労働力不足を乗り越えるための働き方改革
- 円滑な事業承継
- 担い手拡大のための創業支援 等

「三重県中小企業・小規模企業

～中小企業・小規模企業は、地域経済の

振興条例」とは

基盤であり、成長発展を支える原動力～

報告事項(補助資料)

なぜ、条例が必要なの？

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、従業者総数の88.7%を占め※、地域の雇用や経済、社会を支えている重要な存在です。 ※出典:2018年版中小企業白書

昨今、国際的な競争の激化など世界経済の構造変化への対応や、少子高齢化、地域の過疎化など新たな社会的な課題の解決への対応が求められています。今まさに、県内の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化をチャンスとして捉えて、時代の変化に対応していくことが必要となっています。

県では、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、必要な支援を迅速かつ確に実施していきます。

【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・小売業(飲食店含む)・サービス業	従業員5人以下

中小企業・小規模企業振興の基本理念

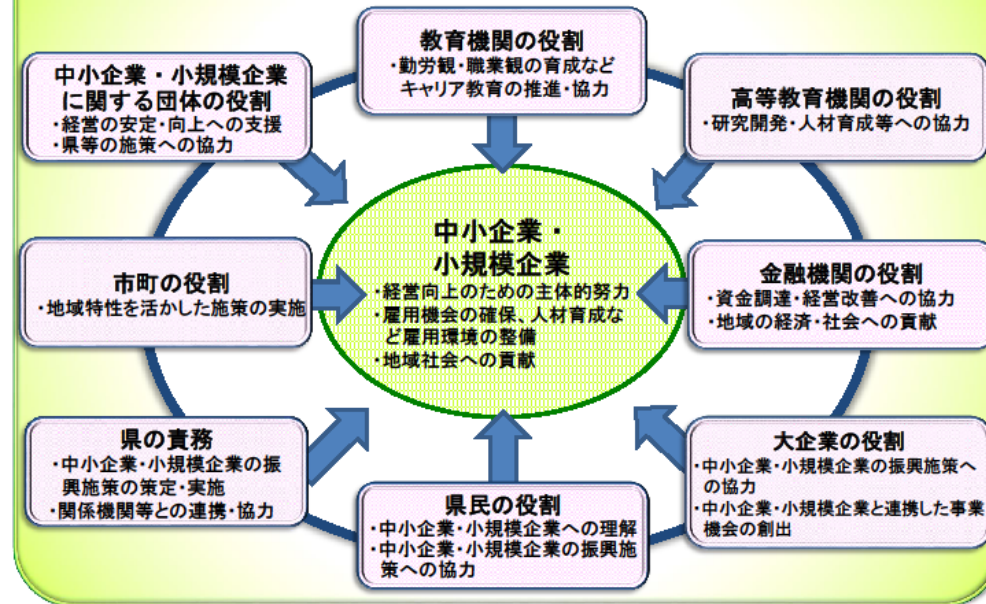
中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進すること

中小企業・小規模企業が、地域社会の維持・形成に寄与している役割の重要性に鑑みること

小規模企業に対してきめ細かく支援すること

関係機関と連携・協力すること

関係機関が連携し、中小企業・小規模企業をサポート



皆さんの役割は？

●中小企業・小規模企業の皆さんは

- ・経済や社会の環境変化に対応し、主体的に経営の向上を図るよう努めます。
- ・雇用環境の整備、事業活動を通じた地域社会の持続的な形成や維持に寄与するよう努めます。

●中小企業・小規模企業に関する団体の皆さんは

- ・中小企業・小規模企業の経営の安定や向上の支援に積極的に取り組みます。
- ・県等が実施する施策に協力するよう努めます。

●教育機関・高等教育機関の皆さんは

- ・勤労や職業に対する意識の啓発や研究開発、人材育成などに協力するよう努めます。

●金融機関の皆さんは

- ・円滑な資金の調達や経営の支援などの協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済や社会への貢献につなげていくよう努めます。

●大企業の皆さんは

- ・中小企業・小規模企業の役割を理解し、事業機会の創出などの協力を行うよう努めます。

●県民の皆さんは

- ・中小企業・小規模企業の役割を理解し、県等が実施する施策に協力するよう努めます。

